

移籍により労働者を受け入れ、職業訓練を行う 成長分野等の事業主のみなさまを応援します!

- **成長分野等人材育成支援事業**(※1)を拡充し、**健康、環境分野および関連するものづくり分野(以下、成長分野等)の事業主が、成長分野等以外の産業から労働者を移籍**(※2)により受け入れ、その労働者に**職業訓練を行う場合は、労働者に仕事をさせながら訓練を行うOJTも助成対象になります。**

- ※1 健康、環境分野および関連するものづくり分野において、期間の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分野から配置転換し、**Off-JT**(通常の業務を離れて行う職業訓練)を実施した事業主に対して、訓練費用の助成を行う制度。
- ※2 移籍とは、移籍元事業主との労働契約関係を終了させて、これを完全に移籍先事業主に移行させること。移籍については、移籍元事業主と労働者の間で個別的同意が必要。

支給対象事業主の主な要件

1. 雇用保険の適用事業主であること
2. 成長分野等の事業を行う事業主であること(裏面の「成長分野等一覧表」をご覧ください。)
3. 次の①～⑤のいずれにも該当する労働者を、平成23年10月31日以降に移籍により雇用保険被保険者として新規に雇い入れ、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること
 - ① 成長分野等以外の事業を行う移籍元事業主において1年以上雇用保険被保険者として雇用されていた労働者であること
 - ② 移籍元事業主における離職日より前に移籍元事業主との間に移籍の同意がある労働者であること(※)
 - ③ 移籍元事業主における離職日の翌日から起算して3か月以内に移籍先事業主に雇い入れられた労働者であること
 - ④ 移籍先事業主における雇入れ日の前日から起算して3年前の日から雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、移籍先事業主において雇用保険被保険者として就労したことがないこと
 - ⑤ 以下のア～ウいずれかに該当する場合その他の資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性を認めることが適当でないと判断される事業主間で行われる移籍により雇い入れられた者でないこと
 - ア 他の事業主の総株主または総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、他の事業主を子会社とする場合における、親会社または子会社であること
 - イ ア以外で総株主または総社員の議決権の保有状況等からみて、密接な関係にあると認められる事業主であること
 - ウ 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、または取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること
4. 対象労働者の移籍について、移籍元事業主と合意が成立している事業主であること

支給額

- Off-JTについては**事業主が負担した訓練費用**
- OJTについては**対象労働者1人につき1時間当たり600円**を助成します。

職業訓練1コース当たりの上限は、合計**20万円**(※)、1人当たり**3コース**まで助成対象になります。

※ 大学院をOff-JTで利用した場合には、50万円を上限とします。



支給対象となる職業訓練計画・職業訓練コース

職業訓練コースとは、訓練目標ごとに設定される一連のカリキュラムのことです。奨励金の支給を受けるには、1つ以上のコースから成る職業訓練計画を作成していただきます。

職業訓練計画は、以下の要件を満たすことが必要です。

1. 成長分野等の業務に関する訓練であること
2. 1コースの訓練時間が**10時間以上**であること
(助成対象の上限は、対象労働者1人当たり3コース)
3. 職業訓練計画の実施期間が、原則**1年**であること
(ただし、必要な時間数が確保される場合には、6カ月以上)

◆OJTによる職業訓練を行う場合、以下の要件を満たすことが必要です。

- ① 対象労働者の職業訓練計画全体を通じて、少なくとも1コースにはOff-JTによる訓練が含まれていること
- ② 専門的な知識、技能を有する指導員・講師により行われるものであること
- ③ OJTによる職業訓練の時間数が、訓練計画全体の総時間数の9割以下であること

◆対象労働者に訓練コースの総訓練時間の8割以上を受講させることが必要です。

支給手続き

職業訓練計画を作成し、
労働局またはハローワークに提出(※)

労働局またはハローワークが職業
訓練計画を認定

職業訓練計画に基づき訓練を実施

訓練終了後、2カ月以内にハローワークに支給申請し、受給

※ 職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、訓練開始1カ月前までに申請してください。

成長分野等一覧表

下の一覧表の産業分類に該当する事業を行っている場合に、支給対象となります。

これらの事業のほか、該当しない事業も行っている場合には、該当する事業についてのみ支給対象となります。

(日本標準産業分類)	
大分類A → 中分類02 - 林業	
大分類D - 建設業	このうち、健康や環境分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類E - 製造業	このうち、健康や環境分野に関する製品を製造しているもの このうち、健康や環境分野に関する事業を行う事業所と取引関係があるもの
大分類F - 電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33 - 電気業	
大分類G - 情報通信業	
大分類H - 運輸業・郵便業	
大分類L - 中分類71 - 学術・開発研究機関	このうち、健康や環境分野に関する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804 - スポーツ施設提供業	例) フィットネスクラブ
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246 - スポーツ・健康教授業	例) スイミングスクール
大分類P - 医療、福祉	
大分類R → 中分類88 - 廃棄物処理業	例) ごみ処分量
その他(上記以外)	このうち、健康や環境分野に関する事業を行っているもの 例) エコファンド

※ 支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

【注意事項】 この奨励金は、「キャリア形成促進助成金」など職業訓練を対象とする他の助成金と同一の事由で同時に支給を受けることはできませんので、ご注意ください。

◆詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。